

入賞候補作品には意匠権侵害の事前調査を

優れたデザインでも、他人の意匠権に抵触すれば、製造・販売等の実施はできません。

また、知らずして意匠権に抵触した作品に賞を与えてしまうと、コンペの信頼性を損なうことにもなります。

この事前調査は、すでに「グッドデザイン賞：公益財団法人日本デザイン振興会」等の多くのコンペ主催者様にご利用を頂いています。

● 膨大な数のデザインに意匠権があります

物品や建築物などのほとんどのデザインが意匠登録の対象です。そして、15年前の登録から現在に至るまでの登録意匠に意匠権が存続している可能性があります。その数は約40万件以上にのぼります。

● 意匠権は類似のデザインにまで及びます

意匠権の権利範囲はデッドコピーだけでなく、類似するデザインにまで及びます。そのため、意匠権の範囲であるか否かをデザイナー自身やコンペ主催者が判断することは難しいことです。

● 登録意匠を知らずに創作した作品であっても権利侵害になります

著作権とは異なり、他人の登録意匠の存在を知らずに独自に創作した場合であっても、登録意匠に類似する範囲のデザインを実施すれば意匠権の侵害になります。

● 事前の意匠権調査が重要

物品や建築物などのデザインの入賞候補作品について、入賞決定前に意匠権調査をすることをお奨めします。(なお、イラスト、キャラクター等は著作物であって、意匠権の対象外のデザインですので、意匠権調査をすることはできません。) 当財団は、意匠権調査を主要な事業の一つとして専門スタッフにより精緻な調査を行っています。

「意匠権調査」について

■ 調査対象デザインの単位

- ・特定の物品・建築物の特定の形状等を表したデザインが1件の調査対象になります。
- ・同じ物品であっても2種類以上のデザインである場合、それぞれのデザインが調査対象になります。

■ 申込方法

- ・調査対象1件ごとに以下の内容を記載し、意匠権調査申込書とともに当財団に送付、または持参します。
 1. デザイン対象の物品・建築が何であるかについて、一般的な物品名または建築物の用途等説明
 2. 形状等の特徴が理解できるよう、図、写真(画像)で表したデザイン (一般にコンペ応募の書類、図面・写真(画像)のコピーでも対応可能です。)
- ・所定の「意匠権調査申込書」は当財団HPに掲載していますので、ご利用ください。

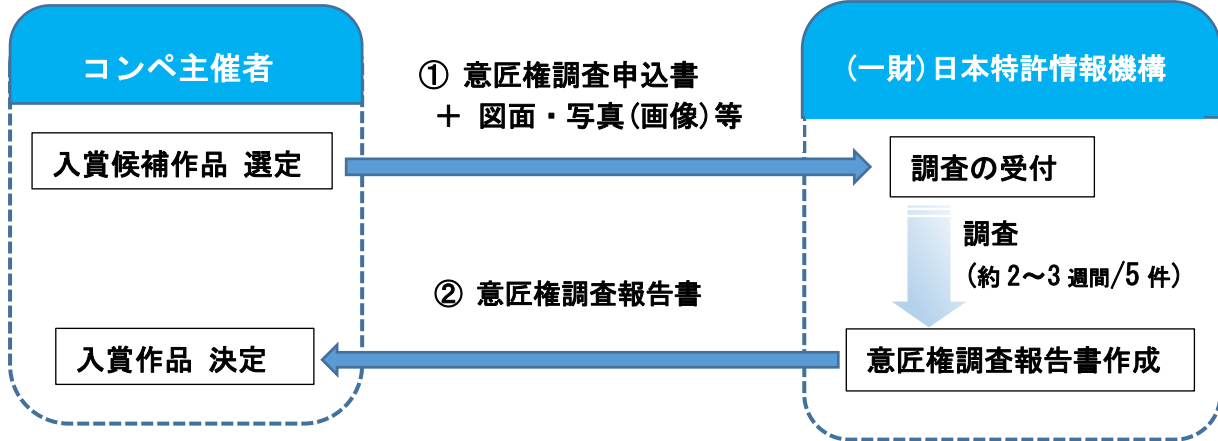
■ 調査期間、調査結果報告の内容

- ・調査対象が20件程度以内の場合は、2～3週間で「意匠権調査報告書」をお届けします。早急に調査結果を必要とする場合等は、ご相談ください。
- ・「意匠権調査報告書」の内容は、1件ごとに調査結果を報告書に記載します。近似するデザインや基本構成が共通するデザイン等の登録意匠が発見された場合は、それらの意匠公報のコピーを添付します。

■ 料金

- ・調査対象デザイン1件につき 19,800 円(税込)です。
(企業等からの調査は、1件 77,000 円のところで、デザイン創作・保護の奨励の立場から、公共性のあるコンペ主催者様からの調査については、特別料金としています。)

■ 調査申込のフロー



① 意匠権調査申込書

② 意匠権調査報告書

調査結果一覧リスト

調査結果 1件目



・・・2件目～

参考資料 意匠公報 1件目

■ 詳しく知りたい・ご質問は

一般財団法人 日本特許情報機構 (Japio) デザイン部 へお気軽に
 TEL: 03-3615-5530 FAX: 03-3615-5532 / e-mail: designprotect@japio.or.jp
 〒135-0016 東京都江東区東陽 4 丁目 1 番 7 号 佐藤ダイヤビルディング
<https://www.japio.or.jp/>